平成３０年（ワ）第３１９４号　安保法制法違憲国家賠償請求事件
原　告　　植村和子，下澤悦夫，寺田誠知　外１４０名
被　告　　国
平成３０年（ワ）第３７９６号　安保法制法違憲国家賠償請求事件
原　告　　秋田正美　外７７名
被　告　　国

原告植村和子　意見陳述書

２０１９年２月１５日

名古屋地方裁判所　民事第４部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士　大　脇　雅　子
同　青　山　邦　夫
同　内　河　惠　一
同　松　本　篤　周
外３６名

私は先の大戦が終わった 13 年後に生まれました。人生の 3 分の 2 以上を戦争のない世の中で平和に過ごしてきました。それは戦争を体験した人たちが二度と戦争をしないという姿勢で社会を作ってきたからだと思っています。

小学校 5・6 年の夏休み、伯母の家に遊びに行ったとき伯母に「戦争の時なぜみんなで反対をしなかったの？」と聞いたことがあり、伯母は「そんな事は出来なかった」と、つらそうな顔で答えたことがありました。

30 代のころＫさんという私の親ぐらいの世代の人と世間話をしていた時、突然Ｋさんは学童疎開の話をしだして「つらかった。かわいそうだった。」と苦しそうな表情で言ったことがありました。

私は伯母やＫさんの話がどういうことなのかもっと詳しく聞きたかったのですが、伯母やＫさんのその時の表情を思い、戦争中の出来事だったという事もあり聞くことはできませんでした。

戦争中のいろんな話はテレビや新聞などで知ることができ、20 代前半の頃のことだったと思いますが旧日本軍「慰安婦」問題のことを知り、暴力や性暴力の凄惨さに体が凍りつく感じがしました。

それ以後、旧日本軍「慰安婦」問題の事が時々新聞などに載っていたりすると恐る恐る読み、またそんな記事を就寝前に読んだりしたらなかなか寝付くことはできませんでした。

こんな感じだったので本屋さんで旧日本軍「慰安婦」関連の本を買ってきて読むという事はとてもできませんでした。この問題の事はずっと私の頭の中にあったのですがそのことに対しては何もやらずに自分の事ばかり、俗な楽しいことばかり考えて生きてきました。

このように私は裁判や市民運動に全く関係のない生活をしていました。しかし安保関連法案が国会で審議された 2015 年夏、その生活は一変しました。

2015 年の終戦記念日に安倍首相と戦争体験者の会合があり安倍首相が戦争体験者の話を「考え方の違いです」と言って聞かなかったという記事を新聞で読みました。

私は安倍首相は戦争体験者の事をないがしろにし、切り捨てたのだと確信しました。前からおかしなことを言う首相だなと思っていたこともあり、この時にスイッチが入ってしまったという感じです。

2015 年 9 月 19 日政府は安保法制を不条理な方法で、数の力で成立させてしまいました。

安保関連法案が国会で審議されていた頃から怒りと危機感を感じていたので、2015 年 6 月と 7 月には国会デモに参加したこともありました。

2015 年当時安保法制違憲訴訟の会というようなものはなく、この気持ちをどうしたら良いのかと思っていたら私の頭の中にはずっと旧日本軍「慰安婦」問題の事があることを思い出しました。

それであるきっかけによりこの問題に取り組んでいる会に入会しました。そこでは月一回の街宣スピーチ、ビラ配り、会報誌への投稿、講演会の参加、サマーセミナーの参加、サマーセミナーの講師などをやりました。

旧日本軍「慰安婦」問題に取り組むことにより社会、政治の在り様、人間の在り様を見る力が少しは養われたと思います。この会に入会して以降いろんな場で戦争の不条理、悲惨さを知りました。

例えば先の大戦での沖縄の地上戦の事や戦後から今現在も続く沖縄の不条理、満州での悲惨な出来事、将来のある若者の特攻死、南方の戦地に武器や食料を持たされず送られ餓死させられた日本兵のこと、外国へ侵攻した旧日本軍の蛮行などを知りました。

また戦争には性暴力がつきものであり、そういった性暴力は戦時では仕方のないことという認識やあまり罪に問われないという事が世の中全体にあることを知り、それはとてもおかしなことだと思いました。

日本では未だに沖縄で軍隊による性暴力や凶悪事件がよく起こります。世界では紛争地域があり、そこでは性暴力が起こります。もし生まれた時代や国や場所が違えば私が性暴力に遭っていたかもしれません。

戦争とは究極の不条理であり、戦争によって追い詰められた人間は人間ではなくなるのです。戦争体験者の多くは「戦争とは殺し合いだ」と言っています。戦争は一番やってはいけないことです。

政府は国会の数の力で安保関連法制を成立させてしまいました。あんなやり方があるのかと今でも腹立たしく悔しいです。

不条理な方法で簡単に日本が戦争に加担する法律を作ってしまう事は、先の大戦によって様々な被害に遭った人達をないがしろにすることだと思います。

今まで平和を享受してきた私は次の世代を担う人たちのため、人間が人間であり続けるために原告になりました。これは平和な時間を過ごしてきた私からの恩返しであり責任だと思っています。

裁判官の皆様も平和の時代に平和主義の日本国憲法の下に裁判官をされています。裁判所には違憲立法審査権があります。憲法に違反し、憲法が保障する私たちの平和的生存権を侵害する安保関連法制に対し違憲立法審査権を行使して、どうかこの時代の裁判官として責任を果たしてください。

以上